告示第１６号

一般競争入札の公告

次のとおり一般競争入札（事後審査型）に付します。

令和４年４月２６日

飯能市長　新　井　重　治

１　工事の概要

⑴　工 事 名　　令和４年度公共下水道工事第２工区（岩北）

⑵　工事場所　　飯能市大字岩沢地内

⑶　工事概要　　下水道管きょ布設

内径250㎜管布設工（推進工）　L=136.4m

内径200㎜管布設工（開削工）　L=12.0m

立坑築造工 4箇所

組立1号マンホール設置工 4箇所

組立2号マンホール設置工 1箇所

補助地盤改良工 一式　仮設工 一式　付帯工 一式

⑷　工　　期　　令和４年６月上旬から令和５年１月下旬まで

⑸　入札手続　　本工事は、申請、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

２　入札参加資格

⑴　飯能市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成１２年告示第２６号）第３条の規定に基づく令和３・４年度の飯能市建設工事等競争入札参加者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者（土木工事業の業種登録のある者に限る。）で、本公告日から開札日までの期間において次のいずれにも該当しないものであること。

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

②　飯能市建設工事の請負等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成１２年告示第２５号）第２条の規定により指名停止の措置を受けている者

③　飯能市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第３条の規定により指名除外の措置を受けている者

⑵　本公告日において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定による特定建設業（土木工事業）の許可を有する者であること。

⑶　本公告日において、埼玉県内に本店、支店又は営業所を有する建設業を営む者（当該本店、支店又は営業所が名簿に登録されている者に限る。）で、単体企業であること。

⑷　登録時又は最近の経営事項審査における同種工事（土木工事業）の総合評定値が８５０点以上であること。ただし、飯能市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）にあっては、当該総合評定値に飯能市建設工事請負指名業者格付基準の規定に基づく主観的事項の評点を加算した値が７００点以上であること。

⑸　本公告日において、資本金２千万円以上であること。ただし、市内業者にあっては１千万円以上であること。

⑹　登録時又は最近の経営事項審査における同種工事（土木一式工事）の平均年間工事高が１億円以上であること。ただし、市内業者にあっては５千万円以上であること。

⑺　本公告日において、本工事の工種に対応する監理技術者が２人以上在籍していること。

⑻　平成２４年度（市内業者にあっては平成１９年度）以降に国又は地方公共団体が発注した推進工法による内径２５０mm 以上の下水道本管布設工事を元請で施工した実績を有すること。

※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０パーセント以上の場合に限る。

⑼　次のいずれにも該当する者を、建設業法に基づき主任技術者又は監理技術者として本工事に配置できること。

①　2⑻に規定する下水道本管布設工事の経験を有すること。ただし、当該工事の経験は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事したものに限る。

②　本参加申請日以前に、工事を施工する建設業者と直接的、かつ、原則として３か月以上の恒常的な雇用関係があること。

３　入札手続等

⑴　競争参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。

※やむを得ない事由により電子入札システムを利用できない場合は、紙入札申請書を上記期間内に持参又は郵送により提出すること。

令和４年４月２６日（火）午前８時３０分から

令和４年５月１０日（火）正午まで

⑵　入札参加資格の有無の確認

飯能市建設工事請負一般競争入札等（事後審査型）試行要領に基づき開札後に確認する。

⑶　入札説明書等の交付及び場所

交付期間　令和４年４月２６日（火）から令和４年５月１０日（火）まで

交付場所　電子入札システム及び飯能市ホームページに掲載

⑷　入札執行等の日時

①　入札書提出期間

令和４年５月２７日（金）午前８時３０分から

令和４年５月３１日（火）午後１時００分まで

②　開札日時

令和４年５月３１日（火）午後１時００分以降

ただし、２回目以降の入札がある場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できないものにあっては、電話・郵送等）で案内する。

なお、２回目以降の入札書提出期間等の予定日時は、次のとおりとする。

・再度入札書提出期間

令和４年５月３１日（火）午後２時００分から

令和４年６月１日（水）午後１時００分まで

・再度入札書開札予定日時

令和４年６月１日（水）午後１時００分以降

・再度入札書提出期間（２回目）

令和４年６月１日（水）午後２時００分から

令和４年６月２日（木）午後１時００分まで

・再度入札書開札予定日時（２回目）
令和４年６月２日（木）午後１時００分以降
※再度入札（２回目）で落札者が決定しない場合は、当該入札を閉鎖し、入札価格の低位２者による見積提出の上、随意契約とする。
・見積提出予定日時
令和４年６月２日（木）　午後２時００分から
令和４年６月３日（金）　午後１時００分まで
※２回目以降はその都度連絡する。

⑸　入札の無効
飯能市契約規則第１６条の規定による。

４　入札保証金及び契約保証金
⑴　入札保証金　免除
⑵　契約保証金　契約金額の１０分の１に相当する額を契約保証金とし、この契約保証金に見合う履行保証保険に加入すること。

５　契約条項の閲覧場所
飯能市ホームページ

６　支払条件
支払条件は、前金払、中間前金払及び完成払とする。

７　調査基準価格及び失格基準価格
⑴　調査基準価格及び失格基準価格を設定する。
⑵　調査基準価格の設定範囲は、予定価格の１０分の７．５から１０分の９．２の範囲の金額とし、設定基準については、①直接工事費の９７パーセント、②共通仮設費の９０パーセント、③現場管理費の９０パーセント、④一般管理費等の５５パーセントの合計額（千円未満切り上げ、消費税額を含まない。）とし、前述の基準を下回った場合は入札結果を保留し、調査基準価格未満の入札者（以下「低価格入札者」という。）を調査した上で、落札者を決定する。
　また、失格基準価格の設定基準については、直接工事費の７５パーセント、共通仮設費の７５パーセント、現場管理費の７５パーセント、一般管理費等の５０パーセントの合計額（千円未満を切り捨て、消費税額を含まない。）とする。
⑶　入札金額が失格基準価格を下回った場合は、失格とする。低価格入札者が低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときも同様とする。
⑷　<u>低入札価格調査を経て契約した工事については、現場代理人と主任（監理）技術者の兼務を認めない。</u>
⑸　低価格入札者は、低入札価格調査を辞退することができる。この場合、辞退した者は失格とするが、不利益な取扱いを受けることはない。

８　その他
⑴　予定価格、調査基準価格及び失格基準価格は事後公表とする。
⑵　市内業者については、技術リーダー制度を活用することができる。ただし、技術リーダ

ーとなる技術者は過去１５年以内に２⑻に規定する下水道本管布設工事の経験が必要となる。活用する場合は、技術リーダー選任届を提出すること。

⑶　仕様書、図面等については、この告示と同時に市ホームページに掲載する。

⑷　詳細については、入札説明書に記載するところによる。

⑸　入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退の手続を行うこと。

⑹　参加申込みが１社の場合は、入札を執行しない。

⑺　本工事の契約締結後、以下の工事を随意契約で発注することとする。

工 事 名：令和４年度岩沢北部土地区画整理地内配水管布設工事（第３工区）

工事場所：飯能市大字岩沢地内

工事概要：配水管布設延長　Ｌ＝１０６．６ｍ

（予定）　ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管（GX 形）φ150　Ｌ＝９１．３ｍ

ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管（GX 形）φ100　Ｌ＝１．７ｍ

ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管（GX 形）φ75　Ｌ＝１３．６ｍ

不断水連絡工　N=３箇所

仕切弁φ150　N=５基　φ75　N=1 基

本設給水工　N=7 箇所

工　　期：令和４年６月下旬から令和５年１月下旬まで

※令和４年度岩沢北部土地区画整理地内配水管布設工事（第３工区）の施工に当たっては、配管従事者として次のいずれかの条件を満たす者を配置すること。配管従事者の所属は元請下請を問わない。

ア　公益社団法人日本水道協会の配水管工事技能者登録証「耐震継手」を所有すること（登録証が有効期限内であること。）。

イ　一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会のＪＤＰＡ継手接合研修会受講証「耐震管（φ450 以下）」を所有すること（平成２９年度以降に当該研修会を受講していること。）。